

第 8 1 号 議案

足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例

足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区育英資金の貸し付けに関する事務を円滑かつ効率的に行なうため、育英資金積立基金（以下「基金」という。）に関する」を「第 2 4 1 条第 1 項の規定に基づき、足立区育英資金積立基金（以下「基金」という。）を設置するとともに、足立区育英資金貸付条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）による学資金の貸付け及び学資金に係る補助に関する事務を円滑かつ効率的に行うために」に改める。

第 6 条中「（昭和 3 1 年 3 月足立区条例第 1 号）」を削り、「学資金」の次に「及び学資金に係る補助金」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区育英資金積立基金の処分の目的に学資金に係る補助金を加えるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。